明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五八）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一一二～一一九）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一二〇）　一〇
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一二一～一二三）　一二
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一七六）　一三
〔公　告〕
官庁
外国監査法人等関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人統計センター、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○厚生労働省令第五十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項並びにじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第三項、第四十四条及び第四十四条の二の規定に基づき、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令

（粉じん障害防止規則の一部改正）

第一条　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「又は」を「若しくは」に改め、「作業」の下に「又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）」を加える。

別表第三第七号中「、屋内又は坑内において」及び「、炭素原料又はアルミニウムはく」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二　別表第一第八号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、炭素原料又はアルミニウムはくを破砕し、又は粉砕する作業

別表第三第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　別表第一第十七号に掲げる作業のうち、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業

（じん肺法施行規則の一部改正）

第二条　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第十六号中「又は」を「若しくは」に改め、「作業」の下に「又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）」を加える。